

資 料

医療法人の形態

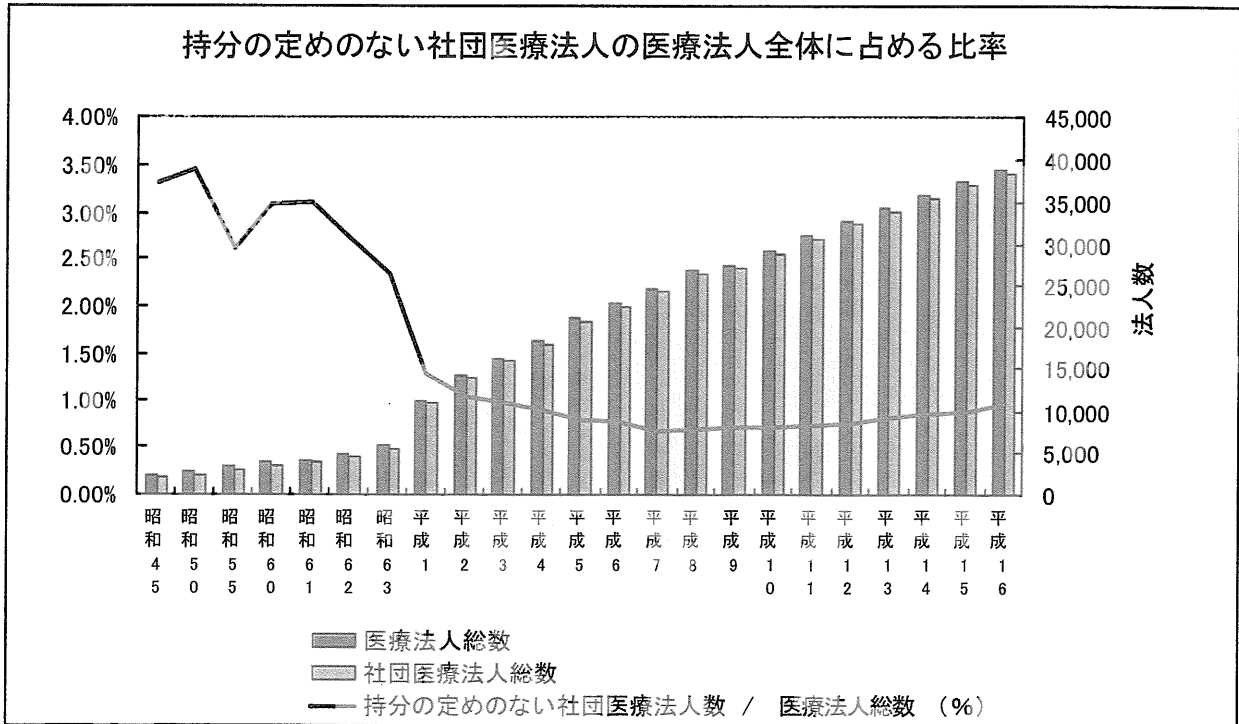
法人形態	医療法人		特定医療法人	特別医療法人
	社団	財団	社団、もしくは財団	社団、もしくは財団
出資持分	持分の定めのある社団法人 持分の定めのない社団法人 のいずれか	なし	なし	なし
根拠法	医療法		租税特別措置法	医療法
認可・承認	都道府県知事の認可		国税庁長官の承認	都道府県知事による定款変更の認可
要件	<ul style="list-style-type: none"> 資産要件 病院等を開設する場合 自己資本比率20%以上 役員数 理事3人 監事1人以上 理事長 原則医師又は歯科医師 		医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 財団又は持分の定めのない社団 自由診療の制限 同族役員 of 制限 差額ベッドの制限 (30%以下) 給与の制限 (年間3,600万円以下) 等を満たすもの	医療法人のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 財団又は持分の定めのない社団 自由診療の制限 同族役員 of 制限 給与の制限 (年間3,600万円以下) 等を満たすもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率30% 収益事業は行えない 		<ul style="list-style-type: none"> 法人税率22% 収益事業は行えない 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率30% 一定の収益事業が可能

(厚生労働省資料に基づき 当会議作成)

医療法人数

法人種類	法人数 (H16.3末)
総数	38,754
財団	403
社団	38,351
内訳	
(持分有)	37,977
(持分無)	374
一人医師医療法人(再掲)	31,664
特定医療法人(再掲)	362
特別医療法人(再掲)	35

(厚生労働省資料に基づき 当会議作成)



(注) 平成8年までは年末、平成9年以降は年度末における比率

(厚生労働省資料に基づき当会議作成)